

環 境 配 潤 指 針

平成 11 年 6 月 1 日
広 島 市 公 告

改 定

平成 14 年 5 月 1 日
平成 19 年 10 月 1 日

環境配慮指針

第1章 一般的事項

第1節 趣旨

- 1 この環境配慮指針は、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号。以下「条例」という。）第4条の規定により、事業者（都市計画決定権者を含む。以下同じ。）が対象事業を計画するに当たり、環境の保全について事前に配慮するための必要な事項を定めるものである。
- 2 事業者は、この指針に基づき、事業計画の特性等を踏まえ、環境の保全について事前に十分な検討を行うことにより、事業をより環境に配慮したものとしなければならない。
- 3 この指針は、科学的知見の進展に応じ必要があると認めるときは、改定するものとする。

第2節 用語

この指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第3節 位置づけ

1 環境配慮指針の位置づけ

この指針は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念に沿った広島市環境基本計画を基に、事業者が、事業計画の早い段階から環境に配慮すべき事項をまとめたものである。

2 環境配慮指針の対象とする事業

この指針の対象は、条例に定める事業（以下「対象事業」という。）とする。なお、この指針は、対象事業のほか、各種開発事業を伴う計画の策定や事業計画の構想及び立案段階における指針として活用されることを期待するものである。

第4節 適用

1 環境配慮を行う主体及び時期

環境への配慮を行う主体は、事業者とする。

また、その時期は、事業計画の早い段階とし、余裕をもって計画の見直しが行える時期とする。

2 環境配慮指針の性格

(1) この指針は、事業者自らが積極的に環境への配慮を行うよう誘導するための指

針である。

また、事業計画の内容に応じ、事業者の創意工夫を促すものである。

- (2) この指針は、事業の計画段階において、環境の保全及び創造の観点から環境への適切な配慮を行うことにより、環境と調和のとれた事業とするための配慮すべき事項を示すものである。

3 環境配慮の手順等

- (1) 事業者は、別添1に示す「地域の環境特性」を参考に、既存資料等によって対象事業の実施予定区域及びその周囲の概況を調査する。また、必要に応じ現地調査を行う。
- (2) 別添2に示す「事業別の環境配慮事項」を参考に、事業計画の内容及び地域の概況調査の結果を勘案し、この指針が示す環境に配慮すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）を抽出する。
- (3) この指針に基づき抽出した環境配慮事項を検討し、計画段階において配慮する事項を整理する。
- (4) (3)で整理した結果、計画段階において配慮する事項は、環境影響評価実施計画書に記述しなければならない。

第2章 指針

第1節 対象とする範囲

環境配慮の対象とする範囲は、環境基本法第14条に規定する事項を基本とする。

範 囲	環 境 の 要 素
1 基本的配慮	事業計画地の選定、周辺土地利用との調和、改変面積の最小化等
2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、底質、水象、地形・地質、土壤汚染、地盤沈下、日照阻害、風害、電波障害等
3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
4 人と自然との豊かな触れ合い	触れ合い活動の場、景観、文化財等
5 環境への負荷（地球環境の保全）	廃棄物、温室効果ガス等

第2節 環境配慮事項

環境配慮事項について以下のとおり定める。

なお、表の内容にかかわらず、事業計画の特性から事前に配慮することが望ましいと事業者が考える事項については、自主的かつ積極的に計画の中に盛り込んでいくことを基本とする。

1 基本的配慮

1－1 事業計画地の選定
● 事業の実施予定区域や事業規模等の計画に当たっては、広島市環境基本計画や地域のまちづくりの方針等との整合性の確保に努めること。
1－2 周辺土地利用との調和
● 土地利用や施設の設置等に当たっては、予定する地域の環境特性を十分把握のうえ、自然環境や史跡等の文化的な環境との調和を図るなど、周辺の土地利用との調和に努めること。
● 事業の実施予定区域の周辺における利水状況を把握し、利水への影響の低減に努めること。
1－3 改変面積の最小化
● 事業の実施予定区域の土地利用や施設の配置等を検討し、土地の改変や樹木等の伐採を最小限とするよう努めること。
● 事業の実施予定区域及びその周辺の河川、地下水等の流況を把握し、流況の変更を少なくするよう努めること。
1－4 建設工事に係る配慮
● 建設工事においては、粉じんの飛散、濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。

2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

2－1 環境への負荷の低減
● 工作物の新設等に当たっては、事業の実施予定区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、日照、風及び電波障害等について周辺環境への影響の低減に努めること。
● 大気汚染物質又は水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス又は汚水処理技術の導入等により、発生負荷量の抑制に努めること。
● 物流の効率化及び公共交通機関の利用促進等により、事業計画に伴い増加が見込まれる自動車台数を抑制し、周辺道路交通量の増加の抑制に努めること。

- 道路及び鉄道等の建設に当たっては、計画ルート周辺の生活環境に十分配慮のうえ、必要に応じた環境の保全対策に努めること。
- 周辺の生活環境に配慮し、騒音、振動及び悪臭対策を講ずることにより、影響の低減に努めること。
- 2-2 その他
- 有害物質等を製造又は保管する場合は、流出等の防止に努めること。

3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- | |
|---|
| 3-1 影響の回避・低減 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自然海岸、藻場及び干潟の保全に努めること。 ● 保全すべき貴重・希少な動植物への影響の回避及び低減に努めること。 ● 周辺樹林帯との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること。 ● 表流水のかん養機能を高めるため、緑化や透水性の確保に努めること。 |
| 3-2 修復・代償的措置 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 保全すべき貴重・希少な動植物の生息・生育する地域をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業の実施予定区域の適地等に移植する等、適切な措置に努めること。 ● 極力まとまりのある緑地を配置し、生物の生息環境の確保に努めること。 ● 生物生息域の分断が考えられる場合は、生物の移動空間及び経路の確保等に努めること。 ● デルタを取り囲む緑の山なみに配慮するとともに、周辺の緑との調和に努めること。 |
| 3-3 生物の生息環境の創造等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地等の自然度が低い場所では、成木や苗木の植栽に努めること。 ● 既成市街地においては、緑地や水辺地等の動植物の生息・生育空間の積極的な創出に努めること。 ● 河川及び海岸等の改修を伴う場合は、玉石等の自然素材の活用並びに瀬や淵の保全及び創造等により生物の生息空間に配慮した河川及び海岸等の環境の創出に努めること。 |

4 人と自然との豊かな触れ合い

4-1 美しい都市景観・農村景観の保全・創造

- 瀬戸内海の環境に配慮するとともに、瀬戸内海を活かしたまちづくりに努めること。
- 建物等のデザイン、高さ、色彩は、周辺景観との調和に努めること。
- 緑化された歩行者道路の整備を図るとともに、公園等のオープンスペースの確保に努めること。
- 里山景観や棚田景観の保全に努めること。

4-2 文化的・歴史的資源の保全

- 史跡、文化財及び古い街並みの周辺環境に配慮し、これを活かしたまちづくりに努めること。

4-3 自然と触れ合える場の保全・創造

- 河川及び海岸等の改修を伴う場合は、水辺の景観形成やより親水性の高い整備に努めること。

4-4 その他

- 市民の憩いの場所やレクリエーション施設への利用の経路及びアクセス手段に配慮すること。

5 環境への負荷（地球環境の保全）

5-1 二酸化炭素の排出量の抑制

- 建物の配置又は形状の変更の検討に当たっては、建物の断熱構造化等の検討により、省エネルギー化に努めるとともに、太陽エネルギー等の自然エネルギーの活用に努めること。
- 地域冷暖房システム及びコーポレーティブ・エネルギーの導入等により、エネルギー効率の向上に努めること。

5-2 廃棄物の再利用

- 工場・事業場から排出される廃棄物を資源として再利用する等、省資源の推進に努めること。

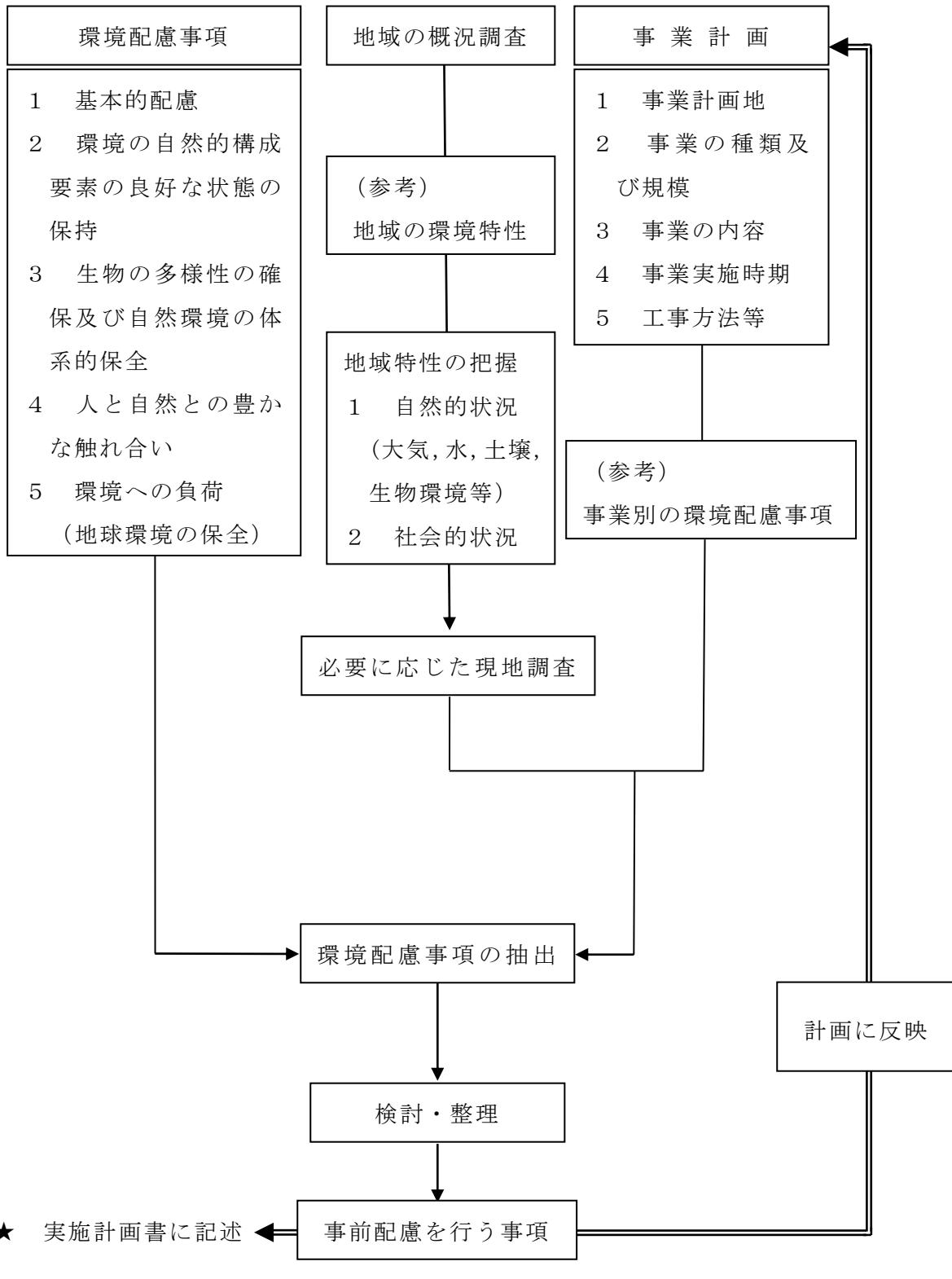
5-3 その他

- 二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。
- ヒートアイランド現象の抑制を考慮し、建物の配置に配慮する等、海及び川からの風の道を確保するように努めること。

手順のフロー図

【 広 島 市 】

【 事 業 者 】



【別添 1】

地域の環境特性

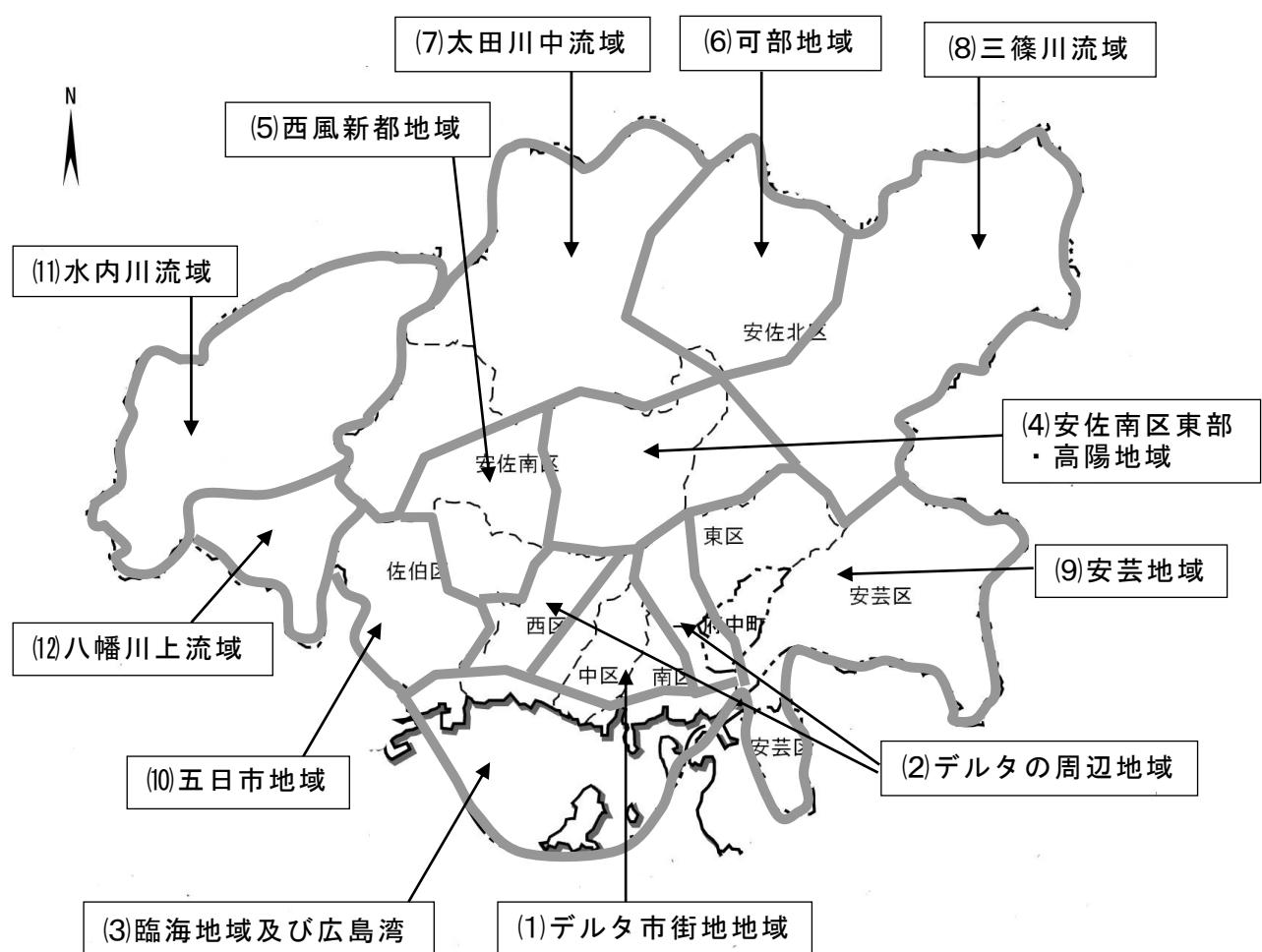
1 地域区分

自然環境、土地利用、人と環境との関わり及び環境単位としてある程度まとまりを持つ地域（特に周辺部に見られる流域を基本とした単位）であることなどを勘案し、12地域に区分する。

地 域 区 分	対 象 範 囲
(1) デルタ市街地地域	<ul style="list-style-type: none">● 太田川放水路と旧太田川（本川）の分派点を北端とし、北西側を放水路～山陽本線、北東側を旧太田川～京橋川～山陽本線、南側を概ね臨海部の工業系用途地域の北側までとするほぼ三角形の範囲
(2) デルタの周辺地域	<ul style="list-style-type: none">● 西区、東区の山陽本線の北側及び南区青崎地区・安芸区船越地区の県道広島海田線の北側で、第1尾根までの区域● 東区西部地区
(3) 臨海地域及び広島湾	<ul style="list-style-type: none">● 概ね（西から）国道2号～概ね臨海部の工業系用途地域～県道広島海田線（青崎、船越）及び国道31号より海側の区域
(4) 安佐南区東部・高陽地域	<ul style="list-style-type: none">● 安佐南区祇園地区、安古市地区及び佐東地区● 安佐北区高陽地区のうち深川町、狩留家町、小河原町及び上深川町を除く区域
(5) 西風新都地域	<ul style="list-style-type: none">● 西風新都の計画区域● 安佐南区沼田町の奥畠地区（西風新都の計画区域外）
(6) 可部地域	<ul style="list-style-type: none">● 安佐北区可部町の勝木地区の一部、今井田地区を除く区域
(7) 太田川中流域	<ul style="list-style-type: none">● 安佐南区沼田町の阿戸・吉山地区● 安佐北区安佐町● 安佐北区可部町の勝木・今井田地区
(8) 三篠川流域	<ul style="list-style-type: none">● 安佐北区白木町● 安佐北区深川町、狩留家町、小河原町及び上深川町

(9) 安芸地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 東区東部地区 ● 安芸区のうち、船越地区及び矢野地区の国道31号より海側を除いた部分
(10) 五日市地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯区のうち、西風新都の計画区域、杉並台、湯来町及び国道2号より海側の区域を除いた区域
(11) 水内川流域	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯区湯来町のうち、太田川及び水内川の流域部
(12) 八幡川上流域	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯区杉並台 ● 佐伯区湯来町のうち、太田川及び水内川の流域を除いた区域

地 域 区 分 図



2 地域の環境特性

地域区分ごとの環境の特性を以下に示す。

(1) デルタ市街地地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 商工業地区が多く、他地域に比べ、昼間人口が多く、人口密度が高い。
- 一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入してくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
- デルタ地帯を流れる6河川は、概ね環境基準を達成しており、100万都市を流れる河川としては良好な水質が保たれている。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 太田川から分流した6本の河川が市街地を流れ、デルタを形成している。
- 太田川放水路には、貴重な塩生植物群落があり、干潟には多様な生物が生息している。
- 比治山、黄金山や皿山などには自然林が残存し、デルタが未発達であったころの島の名残をとどめている。
- 中心部の広島城、中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽された樹木が生長して落ちついた環境となっており、昆虫などの小動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっている。
- 白神社の岩礁は、市天然記念物及び市史跡に指定されている。
- 新庄の宮の社叢は、県天然記念物に指定されている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 世界遺産である原爆ドームのある平和記念公園は、市民の憩いの場であるとともに、市外から多くの人が来訪する。また、中央公園や広島城等と近接しており、一体的なアメニティ空間を織り成している。平和大通りには、大きな街路樹空間があり、美しい都市景観を形成している。
- 比治山公園は、緑地が豊富で文化的施設が立地し、都心を一望できる高台となっており、憩いの場として市民に利用されている。
- 国指定の広島城跡、頼山陽居室等の多くの史跡が存在し、縮景園及び平和記念公園は、国の名勝に指定されている。また、草津地区には、古い街並みが見られる。
- 元安川などの親水機能を持った護岸は、憩いの場所として市民に利用されている。
- 太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの場とし

て利用されている。

エ 環境への負荷

- 密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また、廃棄物の排出量も多い。

(2) デルタの周辺地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。
- 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
- イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
- デルタを取り囲む山なみは、都市景観の重要な要素となっているとともに都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられる。
- 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
- 二葉山緑地、牛田緑地、浅野山緑地及び三滝緑地には自然林が残されている。
- 特に、二葉山には、シリブカガシが優先する常緑広葉樹林が発達している。
- 三滝寺付近の溪流は、貴重な植物が生育している。
- 都市周辺では珍しく、ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 牛田地域の不動院金堂は国宝に、また、二葉山麓の國前寺は国の重要文化財に、広島東照宮は市の重要有形文化財に、三滝山の三滝寺は県の重要文化財に、それぞれ指定されている。
- 不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富である。
- 牛田緑地は、都心に近接しながらも豊かな緑に恵まれ、身近なハイキングの場や野鳥観察の場として市民に利用されている。
- 牛田山の南斜面には、県史跡である牛田の弥生文化時代の墳墓が存在している。
- 三滝寺付近は、自然との触れ合いの場として市民に利用されている。
- 鈴が峰憩いの森及び鬼が城緑地は憩いの場として、大茶臼山は野鳥の観察など自然に親しむ場として市民に利用されている。
- 太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっている。

(3) 臨海地域及び広島湾

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 広島湾に面する地域は、流通拠点であるため、自動車による大気汚染、騒音が問題となっている。
- 広島湾は、これまで、ほぼ全ての年度において、海域の汚濁を表す代表的な指標であるC O Dが、環境基準を達成していない。
- 広島西飛行場付近は、航空機騒音の影響がある。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 地先地域は、埋立てが進み、自然海岸、藻場及び干潟が消失している。
- 似島などの島しょ部の一部には、自然海岸が残っている。
- 元宇品には、広島県内でも有数の常緑広葉樹林がみられ、これに依存する動物相も豊かである。
- 八幡川河口の干潟は、西半分が埋立てによって失われたものの、全国的に有名な水鳥の飛来地である。
- 江波山公園内にあるヒロシマエバヤマザクラは、市天然記念物に指定されている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 瀬戸内海に浮かぶ島々は美しい景観を形成しており、また、広島湾、似島、元宇品などは、瀬戸内海国立公園に指定されている。
- 元宇品は、海に触れ合える場や自然林散策の場として市民に利用されている。
- 八幡川河口の干潟は、野鳥の観察の場として市民に利用されている。
- 似島は、親水機能をもった自然海岸が存在し、釣りやハイキングの場として利用されている。
- 江波山公園は憩いの場として、広島湾は釣りの場として利用されている。
- 広島湾は、牡蠣の養殖を主とした漁業が盛んに営まれている。
- デルタ沿岸部には自然海岸や人が海に触れ合える空間が少ないが、島しょ部にはまだ自然海岸が残っている。

エ 環境への負荷

- 広島湾に面する地域は、工業地帯としてエネルギーの消費量も多く、また、排出される温室効果ガス及び廃棄物が多い。

(4) 安佐南区東部・高陽地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 高陽地区は、大規模な住宅団地が開発され、商業・業務機能等の集積が進

んでいる。

- 祇園地区は、比較的古くからの住工混在地区であるとともに、アストラムライン、JR可部線、国道54号が南北に走り、山陽自動車道が東西に横切る、交通の要所として機能している地域である。
- 広島インターチェンジ周辺は、郊外型の大規模店舗などの集積が著しい。
- アストラムライン沿線の平地部などでは、住宅建設が活発に行われている。
- 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。
- 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 山地部は、住宅団地の造成により山林が減少しているが、ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっている。
- 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
- 太田川が地域の中心を流れ、多様な生物の生息の場となっている。
- 荒谷山国有林など良好な自然林もあるが、植林も多い。
- 亀崎神社及び宇那木神社等点在する社叢には、すぐれた常緑広葉樹林がある。
- 長束の蓮華松が県天然記念物に、温井八幡の乳下りイチョウが市天然記念物に指定されており、貴重な植生が多く存在する。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 武田山から太田川を横切り高陽地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。
- 太田川や三篠川は水遊びや釣りの場として、武田山及び権現山はハイキングや野鳥の観察の場として利用されている。
- 中小田古墳群が国史跡に、武田山の銀山城跡、西願寺山墳墓群等が県史跡に指定されている。

(5) 西風新都地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 都心部の一極集中を避けるために、職住近接を目指した都市づくりの過程にある。
- 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
- 石内川の水質は改善傾向にあるが、大塚川の水質は改善傾向がみられない。
- 奥畠川は、良好な水質を保持している。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 広域的な都市建設が進められており、山林が大きく減少している。
- 大規模な地形改変に伴い、土砂の流出の増大や水源かん養機能の低下が懸念される。
- 開発事業により、山林が大きく減少し、残存するアカマツ林では松枯れが進行している。
- ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっているが、開発事業による生息地の分断が進んでいる。
- 神原のシダレザクラは、県天然記念物に指定されている。
- 白山八幡神社には、貴重な巨樹群落が見られる。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 都市景観に配慮された建物配置、土地利用が図られている。また、一部の住宅地では電線が地中化されている。
- 大茶白山から窓ヶ山にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。
- 奥畠川では、地元住民によるゲンジボタルの保護が図られている。

(6) 可部地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 地域を通過する自動車が多く、時間帯によっては幹線道路及びその周辺道路で交通渋滞が発生している。
- 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
- 太田川、南原川など、水質の良好な河川が流れている。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 市街地の周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。
- 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
- 福王寺山、南原峠、備前坊山及び三入八幡宮神社等社叢には、自然度の高い植物群落がある。
- ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。
- 山から市街地にかけて河川が流れ、市街地には小河川・水路網が張り巡っている。
- 友広神社のイチョウ、可部町中野の千代の松などが、市天然記念物として指定されている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 市街地に古い街並みが残っている。
- 市街地周辺には、県指定の熊谷氏の遺跡、市指定の青古墳群等多くの史跡が存在し、旧街道の街並みとあわせて歴史的資源が豊富である。
- 可部から福王寺の自然林、そして南原峡にかけて県自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。
- 北部の南原峡は県自然公園に指定されており、自然と触れ合うキャンプ場として市民に利用されている。
- 中部の福王寺山は、県自然環境保全地域に指定されている。
- 南原川、根谷川上流域は、ゲンジボタル及びハイケボタルの生息地域となっている。

(7) 太田川中流域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 地域に工場等が少なく、環境の状況は総じて良好である。
- 道路空間も快適であり、渋滞も少ない。集落が奥深い山あいに形成されている。
- 太田川は著しく蛇行しており、多様な地形・地質が見られる。
- 太田川中流域は、水質が良好で、環境省の名水百選に選定されている。
- 鈴張川、吉山川及び高山川は、良好な水質を保持している。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 大部分の地域が植林、自然林及び田畠で占められ、豊かな自然が残っている。
- 地域の中心に太田川が流れしており、貴重な自然環境資源になっている。
- 太田川本流には、キシツツジ群落などの川岸植生が発達し、中世層（ジュラ紀）からなる支流の宇賀峡、瀬谷などでは貴重な植物が多い。
- 市域全体では松枯れが進むなか、まとまったアカマツ二次林が残っている地域もある。
- 阿戸のモミ林、川井のアラカシ・ナンテン群落等貴重な群落がある。
- 宮野八幡神社の大エノキ、阿刀明神社の社叢、中の森八幡神社のアラカシ、筒瀬八幡神社の社叢、養山八幡神社の社叢などが市天然記念物に指定されている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 山地が多く、林業が比較的盛んに営まれている。
- 谷あいには棚田があり、里山の環境が残されている。

- 吉山川一帯及び鈴張川等の一帯は、農用地区域（将来とも農用地等として利用すべき土地の区域）が広がっている。
- 太田川は、どの流域も非常に景観・親水性に優れ、多くの場所で釣り、水浴、キャンプなどレクリエーションの場として利用されている。
- 鈴張川、小河内川、高山川、吉山川上流域は、ゲンジボタル及びヘイケボタルの生息地域となっている。
- 宇賀峡は、自然との触れ合いの場として、ハイキングなどに利用されている。
- 花みどり公園には四季の花を見るため、安佐動物公園には動物との触れ合いや観察のため、多くの市民が訪れている。
- 古川は、せせらぎを活用した親水公園（せせらぎ公園）が整備され、川と触れ合う場として利用されている。

(8) 三篠川流域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 大屋敷の渓谷や正木の大滝・小滝など貴重な地形が存在している。
 - 三篠川、関川などは、良好な水質を保持している。
- ##### イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
- 大部分の地域が植林、自然林、田畠等で占められ、豊かな自然が残っている。
 - 市街地周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。
 - 栄堂川周辺には、里山の環境がある。
 - 白木山のブナ林をはじめ、鎌倉寺山及び長者山には、貴重な群落がある。
 - 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
 - ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。
 - 新宮神社の大イチョウが、市天然記念物に指定されている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 三篠川の両岸一帯は、農用地区域（将来とも農用地等として利用すべき土地の区域）が広がっている。
- 栄堂川周辺には、里山景観が見られる。
- 三篠川は、水浴、釣りなどレクリエーションの場として市民に利用されている。
- 三篠川中流域は、野鳥の飛来地域となっている。

- 湯坂川流域は、ゲンジボタル及びヘイケボタルの生息地域となっている。
- 白木山、神ノ倉山は、自然との触れ合いの場として、ハイキングなどに利用されている。

(9) 安芸地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 瀬野川に沿った地域は、中・小規模の工場・事業場が多く建ち並んでいる。
- 少ない平野部に古くからの住宅が建ち並び、山あいには新興住宅地が建設されつつある。
- 幹線道路は、地域を通過する自動車が多く、また、住宅団地からの自家用車により、時間帯によっては、交通渋滞が発生している。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 瀬野川流域は、平野部が少なく、急峻な山地が連なっている。
- 瀬野川の中上流域、藤ヶ丸及び呉婆々宇山塊には良好な自然植生が残され、また、植林地もある。
- 蓮華寺山等山地のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
- 馬木八幡神社、切幡神社には、シイを主体とした貴重な植物群落がある。
- 馬木八幡神社の社叢が県天然記念物、切幡神社の大ケヤキとシイ林が市天然記念物に指定されている。
- 山地部は、二次林や植林が多く、自然度の高い森林は少ないが、ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっている。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 熊野川に沿って、農用地区域（将来とも農用地等として利用すべき土地の区域）が広がっている。
- 瀬野川が、地域の中心を流れており、親水性の高い空間となっている。
- 熊野川、瀬野川上流域は、ゲンジボタル及びヘイケボタルの生息地域となっている。
- 矢野地区から温品地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。
- 県指定の木の宗山銅鐸銅劍出土地、畠谷弥生遺跡群、矢野城跡など、多くの史跡が存在している。また、船越町、矢野町には古い街並みが見られる。
- 蓮華寺山は、県緑地環境保全地域に指定されるとともに、憩いの森として整備されている。
- 呉婆々宇山や藤ヶ丸山などの山地には、森林公園や緑化植物公園が整備さ

れ、植物の観察及び憩いの場として利用されている。また、絵下山公園は、自然と親しむ憩いの場として利用されている。

(10) 五日市地域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 南側の平地は市街地になっている。中北部の山地には、斜面地を利用した住宅が多く建ち並んでいる。
- 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。
- 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 地域の中心を八幡川が流れしており、また、急峻な山地が北部を占めている。
- 山地部は、住宅団地の造成により、山林が減少しているが、ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっている。
- 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。
- 窓ヶ山・魚切渓谷には、一部に良好な自然植物が残されている。
- 極楽寺山では、森林環境の良好さの指標となるカラ類などが繁殖している。

ウ 人と自然との豊かな触れ合い

- 窓ヶ山から五日市市街地にかけて山地部を縫うように、中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。
- 八幡川は、市民のレクリエーション・イベント等にも活用されている。
- 魚切ダム及び極楽寺山は、野鳥の観察場所として、広島市植物公園は、植物の観察及び憩いの場として市民に利用されている。

(11) 水内川流域

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 集落が深い谷あいに形成されている。
- 水内川は、良好な水質を保持している。

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 大部分の地域が植林、自然林及び田畠で占められ、豊かな自然環境が残っている。
- 地域の中心を水内川が流れしており、貴重な自然環境資源となっている。
- 恵下谷国有林の保護林は、自然植生としてすぐれている。
- 東郷山、大峯山の頂上付近には、ブナ林が見られる。

- 大歳神社のムクロジが市天然記念物に指定されている。
- ウ 人と自然との豊かな触れ合い
 - 森林帯で耕地が少なく、林業が主な産業である。
 - 水内川上流域は、ゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの生息地域となっている。
 - 湯来温泉、湯の山温泉は、県を代表する温泉地として古くから、親しまれている。
 - 石ヶ谷峡、大峯山、湯の山は県自然環境保全地域として、東山渓谷が県緑地環境保全地域として指定されている。
 - 石ヶ谷峡は県の名勝に、湯ノ山明神旧湯治場は国の重要有形民俗文化財及び県史跡に指定されている。

(12) 八幡川上流域

- ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - 丘陵を利用した住宅団地が立地している。
 - 八幡川上流は、良好な水質を保持している。
 - 地域には工場等が少なく、環境の状況は総じて良好である。
- イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - 八幡川の源流域であり、豊かな自然に恵まれている。
 - 比較的傾斜の緩やかな山麓地や丘陵が存在する。
 - 重光神社のカヤが市天然記念物に指定されている。
- ウ 人と自然との豊かな触れ合い
 - 砂谷地区は、酪農を中心とした農業が盛んである。
 - 阿弥陀山は、ハイキングなどに利用されている。

【別添 2】

事業別の環境配慮事項

1 共通項目

- 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。
- 施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。
- 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。

2 交通系の事業

- 道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。
- 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努める。
- 必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺の生活環境への影響を緩和する。
- 高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。
- 構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。

3 住宅系の事業

- 計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。
- 高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。
- 周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然的景観資

源は残すように努める。

- 良好的な樹林地や水辺をできるだけ保全するとともに、それらを生かした、潤いと安らぎのある空間を形成するように努める。
- 緑化の推進のほか、建築物や諸施設の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。
- 省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。

4 商業・事務系の事業

- 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。
- 高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響、ビル風害が生じないように配慮する。また、不適切な照明等によって光害が生じないように配慮する。
- 周辺道路に新たな交通渋滞を発生させないよう、十分な駐車場の確保、適切な入出庫経路の確保や誘導を実施し、供用後に大気汚染や騒音などの公害が発生しないように配慮する。
- 敷地内の緑化に努めるとともに、建築物等の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するとともに、利用者の憩いの場ともなるように配慮する。また、土地の高度利用を図る場合には、総合設計制度などを活用し、十分なオープンスペースの確保に努める。
- 省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。
- 製造業者や運送業者等との連携を強化し、多頻度少量配送の見直し、共同配送の推進など、物流の合理化に努める。
- 梱包材等の合理化と再利用、店舗等で発生する資源の分別排出と回収などにより廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。

5 工業系の事業

- 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。
- 新製品の開発や新材料の導入など、新たな事業を展開するに当たっては、あらかじめ環境への影響について十分に検討し、新たな公害の発生や廃棄物、エネル

ギー消費及び温室効果ガス排出量の増大につながらないようとする。

- 有害化学物質による環境汚染が生じないよう、その製造、保管、使用、廃棄及び輸送に当たっては、適正な管理、処分及び施設の整備を行う。
- 工場等のゼロ・エミッションを目指し廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。
- 工場緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。
- 省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。

6 農林業系の事業

- 林道整備に当たっては、生物の生息・生育環境や景観など周辺の自然環境の保全等に配慮する。
- 農用地の造成や森林施業に当たっては、下流の利水や生態系に著しい影響を及ぼさないように配慮する。
- 化学肥料や農薬、林業薬剤等の使用に当たっては、種類や使用方法に留意し、できるだけ使用量を少なくするように努める。
- 環境に配慮した資材の使用を進め、農業廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。

7 廃棄物・下水処理系の事業

- 事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮する。
- 有害化学物質などによる環境汚染が生じないよう、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行う。
- 消化ガス・下水熱の有効利用や下水汚泥の焼却に替わる新たな方策の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。
- 焼却灰の資源化や焼却による余熱の有効利用により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。
- 廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺へ影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努める。
- 下水再生水は、修景用水等として再利用に努める。
- 下水道の雨水系水路において良好な水辺環境や親水性を備えた整備に努める。
- 施設内緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。

8 河川・海岸系の事業

- 改修工事等に伴って、水質汚濁等の環境の保全上の支障が生じることのないよう配慮する。
- 水生生物や水辺植物等の生息・生育区間の確保に努め、地域の健全な生態系の保全・創造に配慮する。なお、工事に際しては、現状の生態系に影響を与えないような工法を検討する。
- 河川や海岸の有する自然浄化機能の維持・回復に配慮した整備事業を推進する。
- 水辺へのアクセスに配慮した親水空間の整備など、自然と触れ合える場の創出を推進する。
- 水辺の緑地やオープンスペースの確保に努めるなど、良好な景観形成に資するとともに、市民の憩いの場となるように配慮する。

9 公園整備事業

- 緑の有する大気浄化機能や水循環の保全機能、ヒートアイランド現象や騒音・振動の緩和など各種の環境保全機能が十分発揮されるよう配慮する。
- 現存する表土や植生を保全・活用するとともに、敷地内の樹林地が適正に維持管理されるよう配慮する。また、歴史的文化的資源の調査を十分に行い、必要に応じてこれを取り込んだ形での一体的な整備となるよう配慮する。
- 市街地における生物の生息・生育空間の核として、各種の生物の生息・生育が可能な環境となるよう配慮する。
- 災害時の緊急避難場所としての機能も踏まえたオープンスペースの確保、良好な景観形成などに資するよう配慮する。